(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	産業創出課	検索番号	3 - 1
法令名	愛媛県産業技術研究所使用 規則	根拠条項	第11条		
不利益処分	使用登録の取消し				
(根拠規定)					
愛媛県産業技術研究所使用規則					
(使用登録の取消し) 第11条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用登録を取り 消すことがある。知事が特に必要と認めたときも、同様とする。 (1)偽りその他不正な手段により使用登録を受けたとき。 (2)この規則に違反したとき。					
(処分基準)					
愛媛県産業技術研究所使用規則					
(使用登録の取消し) 第11条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用登録を取り 消すことがある。知事が特に必要と認めたときも、同様とする。 (1)偽りその他不正な手段により使用登録を受けたとき。 (2)この規則に違反したとき。					